

令和3年3月 定例教育委員会

日 時 令和3年3月24日（水）8時30分～

場 所 11階会議室

出席者

（教育委員）

西本教育長 中島教育長職務代理者 内海委員 萩原委員 古賀委員

（事務局）

山元教育総務部長兼新しい学校推進室長 松尾総務課長 杉本社会教育課長 嶋田スポーツ振興課長 副島総務課長補佐 陣内学校教育部長 松田学校教育部次長兼学校教育課長

欠席者 なし

傍聴者 なし

内 容

(1)教育長報告

(2)令和3年1月分 議事録確認

(3)議 題

①佐世保市体育文化館条例施行規則の一部改正の件

(4)協議事項 なし

(5)報告事項

- ①令和2年度補正予算（19号）について
- ②佐世保市遠距離通学児童生徒通学費補助金交付要綱の一部改正について
- ③コミュニティセンターの運用開始について
- ④指定管理者選定委員会 選定方法改善の検討について
- ⑤東京2020オリンピック聖火リレーについて
- ⑥令和3年度佐世保市教職員研修計画

(6)その他

①次回開催予定について

◆ 教育長報告

- 2月24日 定例教育委員会
- 2月25日 九州都市教育長協議会理事会
- 臨時教育委員会
- 3月 3日 寄附贈呈式（佐世保管工事協同組合）
- 3月 4日 寄贈報告（長崎県立佐世保東翔高等学校）
- 3月 5日 中学校定例副校長・教頭研修会
- 3月 8日 小学校定例副校長・教頭研修会
- 3月10日 前期教育委員会
- 3月15日 文教厚生委員会協議会
- 3月16日 社会教育功労者表彰伝達式
- 3月20日 グローバルキッズ・FUN ROOM
- 3月22日 社会教育委員の会
- 寄附金受納（自治振興会）
- 3月23日 佐世保市交通安全協会のぼり旗贈呈式

【西本教育長】

それでは、定刻になりましたので、3月の定例教育委員会を開催したいと思います。今日は朝早くからお集まりいただきましてありがとうございます。

御案内のとおり、10時から全員協議会がありまして、そこで学校再編のお話をするのですが、その際に教育委員さんにも御同席をとということになっておりましたので、日程の都合上、その前に定期の教育委員会を開くということになりました。大変タイトなスケジュールになっており申し訳ございませんけれども、御協力方よろしく願いいたします。

前は3月の10日でしたかね、ちょうどまだ本会議があつてありまして、個人質問の最中でした。議案については、全てその週の月曜日に承認をいただいておりますので、あとは個人質問だけということでしたが、私が議場に入りましたので、皆様にはお会いできずに前期を終わらせていただいたという、大変申し訳なく思っております。

今回無事に3月の定例市議会も終わりました、一昨日、月曜日に異動の内示がございまして、その先週の木曜日には教職員の異動の内示がありまして、金曜日には本人たちに内示がありまして、土曜日には新聞に掲載ということで、教育委員会のほうも交流される先生たちも、若干の出入りがあつてございます。

市の職員のほうにも出入りがあつております。今回600人規模ぐらいの、ここ近年では非常に少ない規模だというふうに聞いておりますので、教職員の先生でここにお見えの中には松田先生とか、現場に戻られるという話も出ております。あと、事務方の課長の異動は、図書館長ですかね、それぐらいではなかったかなと。あまり大きく変わる異動ではなかったかなと思いますが、いずれにしてもコロナ禍の中での人事異動ということと、4年度に向けた大きな動きの中での3年度の異動でございますから、また新しいメンバーで頑張っていきたいというふうに思いますので、御協力方よろしく願いしたいと思います。

それでは早速ですけれども、議事のほうに入っていきたいと思っております。

まず、3年の1月分ということで、議事録の内容については、皆様御質疑等ございま

せんでしょうか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

よろしゅうございますか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

ありがとうございます。

それでは、（３）の議題です。佐世保市体育文化館条例施行規則の一部改正の件ということになっております。当日配付資料のほうに、その資料が出ております。

事務方のほうから内容について御説明をお願いいたします。スポーツ振興課長。

【嶋田スポーツ振興課長】

資料は、当日配付１と記載してありますが、事前にお送りさせていただきました、その資料を御覧ください。１ページでございます。佐世保市体育文化館条例施行規則の一部改正の件について、御説明いたします。

提案の理由になりますが、災害等が発生した場合に、避難者が、緊急避難場所または避難所として開設された体育文化館または中部地区コミュニティセンターに避難するため、体育文化館駐車場に自動車を駐車した場合の利用料金を免除するための規定を加えるものです。

改正内容ですが、２ページ、新旧対照表を御覧ください。右側が改正後になりますが、駐車場利用料金の減免について第１９条に定めておりますが、第１９条中第４号を第５号とし、第３号の次に下線を引いている分を追加しております。中ほどからですけど、緊急避難場所もしくは避難所として開設された体育文化館または中部地区コミュニティセンターへ避難するため利用する自動車について免除する旨の一言を加えるものでございます。

施行期日は、令和３年４月１日といたしております。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

【西本教育長】

説明は以上ですけれども、委員の皆様から御質疑等ございますでしょうか。

私からいいですか。

これは、災害対策基本法に基づいて避難場所に今指定されていますので、そこに避難

するという際の駐車場代の減免だと思いますが、例えば自主避難で、避難勧告までいってないんだけど、台風が近づいて来るので避難をしたいという人が来る、そのときまだ体育館でバレーボールとか何とかあっているというときに、区別はどうやってつけるのか、自主避難者ですよといったときと、バレーをやっているときと。これは、例えば勧告とか出たときに初めて減免になるんですか。

【嶋田スポーツ振興課長】

私の考えているのは、市が災害等で避難場所が指定されましたということで、住民の皆様が避難場所に行かれた際に、自動車を使われたときというふうに考えております。

【西本教育長】

だから、自主避難ですって言ったら、許可証か何かをもらえるんですか。例えば、このくらいの天気があるじゃないですか、台風の来る前。でも、進路はこうなっているから、早めに避難をお願いしますと言って、行政無線でどこどこに避難所を開設しましたと。風が強くなり始めて、まだそれほどひどくないけど、夜半にかけて荒れるから今日の夜から避難しておこうかというときに、まだ利用者が居るときとか。完全に避難勧告が出たときには、その利用者はもう出てくださいとなるんでしょうけど、入り交じったときに、避難して来た人が避難者なのかどうなのかというのは、どこで区別するのかね。申告制になっているのか。

総務課長。

【松尾総務課長】

避難所を開設するときは、公民館も学校も一緒ですけれども、警戒本部もしくは対策本部が避難所開設の決定をします。そうすると、学校もそうですし公民館もそうですが、ほかの利用者の方の利用を停止して、避難所に移行するという手続を取りますので、時間的には避難所である時間帯と、ほかの利用者が利用している時間帯というものは重複しないので、その避難所開設の決定がなされたタイミング以降の利用者について駐車場を無料にするということじゃないかなというふうに考えております。

【西本教育長】

そういう解釈というか、そうすると、対策本部はずっと後ですけど、警戒本部が立ち上がって避難所が開設したら、そこから先は一般の利用者は退去してくださいというふうになるのかな。そしたら、そこから先に避難ですよと言ったら、分かりはするんでしょうけど。

【嶋田スポーツ振興課長】

避難所の開設時点で、そこを利用されている方には、施設管理者のほうから避難所が開設されましたと、その辺の旨はお伝えしますし、まず最初は公民館のほうに避難にな

りますので、どうしても公民館が埋まってしまった後に、この前もですが体育文化館のほうに準備していますので、それは上手に公民館とも連携を取りながらやっていこうと思います。

【西本教育長】

ということでございます。委員の皆さん何か特にございませんでしょうか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

それでは、議題については御承認いただくということでよろしゅうございますか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

ではそのようにいたしたいと思います。今回、協議事項はございませんので、（５）の報告事項に参りたいと思います。

まず①です。令和２年度補正予算（１９号）についてということでございます。

事務局から説明お願いいたします。総務課長。

【松尾総務課長】

事前にお送りしていただきました資料の、右上のほうに報告①と書いた資料でございます。１ページを御覧ください。

令和２年度の１９号補正予算につきましては追加提案で、２７日の通常の提案には間に合わずに、３月定例会市議会が開始された後に追加で提案したものです。前回の２月の定例会教育委員会会議のときには、皆さんに御報告をさせていただいたんですけども、まだ市長の最終的な決定が下りませんで、予定、教育委員会として要求した金額で委員の皆様には説明をさせていただいております。今回、市長の査定で数字が少し変わっておりますので、報告をさせていただいております。

ちなみに内容については、全く変わりません。国の補正予算に伴って施工いたします外壁改修とトイレの洋式化、それから、学校のほうに８０万円、１２０万円、１６０万円を支給するという活動継続事業でございます。

市長の査定の中で変わったのが一つだけ、港小学校の外壁改修については、国庫補助の対象になっていませんでしたので、私たちのほうで要求をしてなかったんですけども、そこはほかの外壁改修と一体的なものであろうということで、財政方の協議が調いましたので、その部分だけを増やして議会のほうに提案したものでございます。

ちなみに3月定例市議会では、3月9日にこの19号補正予算というのは御承認をいただいて、予算として成立をしているものでございます。

説明は以上です。

【西本教育長】

ただいまの説明について、御質疑等ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

それでは、次の報告事項です。②佐世保市遠距離通学児童生徒通学費補助金交付要綱の一部改正についてということでございます。

説明をお願いいたします。総務課長。

【松尾総務課長】

遠距離通学児童生徒補助金という補助金の制度を持っております。小学校児童で言えば、4キロを超えるお住まいの方ですね。中学生で言えば、6キロを超えるところにお住いの児童のほうに交通費を助成しているということです。

手段は様々です。4キロ、6キロを超えても徒歩で通学されいてるお子さんもいらっしゃるし、バスを利用したいとか自家用車、お父さん、お母さんのお車でという方もいらっしゃるし。

それぞれに給付額を決めているんですけれども、今回の改正点は2点ございます。中頃の2番、改正理由のところを御覧ください。

まず1点目、①が文言の整理をしております。不確実な文言がございまして、新旧対照表2ページを御覧ください。遠距離通学のうち補助の対象にならない、就学援助も受けている人たちについては補助の対象になってなかったんですけども、就学援助の中で通学費に関する補助の支給というのはございません。ですので、就学援助を受けてらっしゃる方のうち、通学費に関するものは就学援助ではなくて、遠距離通学のこの補助金の中で支給をしていました。今まで、あたかも、就学援助を受けてらっしゃる方は通学援助等遠距離通学の補助を受けないような文言に見えてしまいましたので、ここは正確性を欠くために、通学費の支給を受けている者については補助の対象としないという文言に、文言の整理をさせていただいているものでございます。

2点目につきましては、補助金の申請方法を変更いたしました。今まで子どもたちで、就学する学校に、まず年度の当初に、大体1年間でこのくらいの通学費を使いますという予定で申請していただいて、後ほど実績を報告していただいて精算していたという制度ですけれども、その予定がなかなか見極められないということで、保護者に対しても

学校に対しても非常に煩雑な仕組みで運用していました。学校からも保護者の方からも、もう少し簡単な手続で済みませんかという御相談をいただいていた、現物給付等の検討もしたんですけども、結果といたしまして実績払い、実際に定期券とかを購入した後の領収書なんかを見せていただいて補助しますという制度に改めました。

3ページをお開きください。3ページの1号様式というのが補助の申請書なんですけれども、今まで、予定の金額を教えてください、それを入学で整理がいろいろついた5月であるとか6月の時点で提出をしていただいたんですけども、右側の一番下の枠囲い、通学に係る交通費ということで、実際に購入した金額を記載していただいて、その少し上、定期券の写し等の貼付け欄というところに実際に購入した領収書や定期券の写しなんかをコピーしていただいて、実績を教えてくださいという上で交付すると。

交付のタイミングも、年に3回、4か月ごとに支給をするようにしました。例えば入学して、4月、5月、6月、7月は定期券を買って通学されれば、定期券を買った7月もしくは8月に申請をしていただいて、立替えは一旦していただくんですけども、後から補助金を交付すると。経済的にお困りの方もいらっしゃるので、1年間まとめてというのはちょっとできないかなということで、年に3回、4か月ごとに交付をするという制度に見直しをいたしました。それ以外については、所定の様式の変更を行っているものでございます。

説明は以上です。

【西本教育長】

今説明がありましたけれども、御質疑ございませんでしょうか。

内海委員。

【内海委員】

これは、基本的に保護者の方が書かれて、提出というのは学校に提出するんですか。

【松尾総務課長】

学校に担当の教員の方がいらっしゃいまして、その方に集約していただいて、出しています。

【内海委員】

そこで、最終決裁はどこで。

【松尾総務課長】

総務課に提出をしますというのは、校長先生の決裁を取られているはずですが。総務課にお届けいただいて、総務課のほうでは課長の権限で補助金は決定できますので、課長宛ての決裁を取っています。

【内海委員】

はい、分かりました。ありがとうございます。

【西本教育長】

ほかにございませんか。萩原委員。

【萩原委員】

その補助費というのは、全額ですか。決まってるんですか。

【松尾総務課長】

失礼いたします。13ページをお開きください。おおむね4分の3、ただ例外といたしまして、学校の統廃合に関わる俵ヶ浦の旧俵ヶ浦小学校、旧野崎中学校の対象、あと宇久地区の神浦小学校対象の方は、バス代について、俵ヶ浦については、市が運営しているバスを使っていただいているので実質的には無料で、神浦小学校についても全額の給付をしています。これは統廃合に関わるものでございます。それ以外は4分の3の補助というふうになっております。

【西本教育長】

ほかにございませんか。

私から。この1ページの文言の整理なんですけど、ちょっと読んですぐ頭に入らなかったと思うんですが、実際書き直したような気がするんですけど、要するに補助対象については、3条の第2項で対象外としてますよというのが新旧対照表に載ってます。2項の2号で、通学費の支給を受けている者というのを付け加えたわけですけども、それは遠距離通学補助金の対象として今、徒歩通学者は支給を行っていますよということですかね。その人たちは除くんですよというのが入ってなかったの、分かりやすくしましたということですか。

総務課長。

【松尾総務課長】

今、教育長のほうで言っていたとおりです。すみません、説明が悪かったですけども、徒歩通学だけが、就学援助の対象にならないんですよ。徒歩通学の方は一律6,000円をお支払いしています。何もバスにも乗らないし、タクシーにも乗らない方に対しても6,000円の補助金を出すというふうになっているんですけども、その6,000円については就学援助の対象になっていません。バスで通ったりとか、タクシーで通ったりされる方は就学援助の対象になるので、就学援助費ほうからお金をもらうんですけども、徒歩通学の方だけは、就学援助の6,000円は支給しませんので、こちらの遠距離で支給をしているということです。

あたかも就学援助の対象者は、1円も遠距離からもらえないというふうに今まで見え

ていたもので、ではなくて、徒歩通学の方は6,000円をもらえるんですよということで、就学援助の通学費の支給を受けてない方が対象です、だから6,000円もらえますという文言の整理をさせていただいたということでございます。

【西本教育長】

要するに、補助の対象外なんですよ、6,000円もらっている人は。でも、それを書いてなかったのに、またもらえるような感じになってしまっているんで、6,000円はもらえるんですよ。

【松尾総務課長】

そうです、遠距離のほうからもらえます。

【西本教育長】

それをさらに通学援助の補助として出すというのが、二重取りというか、補助の対象になってしまっているんで、その人たちはもう6,000円をもらっているんで、補助の対象から除きますよということをはっきりさせたいということですよ。

【松尾総務課長】

はい、そうです。

【西本教育長】

最初の理由では、なかなかそれがぴんとこないんで、もう少しどく書いてもよかったのかなという感じがして書き直したような気がしたんですけど、そのままになっているので今聞きました。

よろしゅうございますか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

それでは次です。③です。コミュニティセンターの運用開始について、当日配付の資料でよろしく願います。

【杉本社会教育課長】

資料は、同じ資料の22ページをお開きください。

これまでも数回にわたりまして御説明させていただきました、公立公民館のコミュニティセンター化については、いよいよ来月4月1日からの運用開始となります。

公立公民館としての機能はそのままに、さらに地域住民等が集い、活動しやすい拠点

となりますよう、教育委員会としても関わっていきますので、その所管の部分について改めて整理したものです。

まず一つ目、施設の所管・管理運営等につきましては、施設が地方自治法を根拠にしたコミュニティ施設となりますので、市民生活部が所管し、管理運営を担うこととなります。現在、公民館の管理運営を担当しています公民館管理係がそのまま移管しまして、コミュニティ・協働推進課として担当することになります。

一方、これまで公民館主催講座としまして社会教育課指導係が予算等を担っておりましたものについては、移行後はコミュニティセンター主催講座として、引き続き社会教育課で担当することになります。

続いて、教育委員会としての具体的な関わり方については、大きく4点となります。

まず一つ目として、社会教育を担当していくため、引き続き社会教育に係る業務を担っていくという意識づけを目的としまして、センター長を含む全ての職員に対し、社会教育推進員として、教育委員会が認定します。したがって、センター長及びセンター職員は、市民生活部と教育委員会との併任辞令をもらうこととなります。

二つ目、職員の資質向上については引き続き社会教育課で担当し、市民生活部と共同による研修実施を予定しております。内容的には、社会教育的側面だけではなく、移行後初年度は、特に実務的な側面も重視しながら、かつ、市の内部、我々担当職員におけるコミセン実務と、社会教育的理解の深化も図れるような研修体系を検討してまいります。

三つ目、主催講座の実施です。所管のところで説明しましたとおり、各地区コミュニティセンターが実施する主催講座に係る予算管理及び実施に係るアドバイス等は社会教育課が担当します。特に令和3年度以降は、動画等を活用したオンライン講座、事業名としまして「オン・ＣＯ・知新」という名称を仮称でつけておりますが、その開催等を計画しております。コロナ禍においても学びを止めることなく、また、コミュニティセンター化をきっかけに新たな展開を模索していきたいと思っております。

四つ目、その他としておりますが、全般的なものとして、コミュニティセンターを拠点とし、社会教育を切り口とした自治協議会との協働などによる地域活性化の実践や、コミュニティセンター利用に係る判断、それからコミセンの今後の在り方などの協議など、様々な面で関与していくこととなります。

そして最後、市民向け周知等です。利用していただく方たちがいてこそその拠点となりますので、引き続き多様な媒体を活用した周知を行っていく予定としております。新年度まず予定をしていますのが、キラっ都させぼラジオ版に、コミュニティセンター関連の周知としまして2回にわたりまして、市民生活部がセンターについて、それから社会教育課のほうは主催講座についてのテーマで出演する予定で計画しております。

コミュニティセンターにつきましては、新年度も適宜御報告してまいりたいと思いません。以上でございます。

【西本教育長】

ただいまのコミュニティセンターの運用開始についての説明がありましたけれども、委員の皆さんから御質問等ございますでしょうか。

古賀委員。

【古賀委員】

先ほどの避難とちょっと関連しているんですけど、以前、川の水が増して来ていて、残っていた子がいたので、園児を日宇地区公民館に避難させようかなと聞いたら、子供は連れて来ないでくださいと言われて、備蓄の水もありませんと。子供は騒ぐので来ないでくださいみたいなことを言われたんですね。ここに、コミセン利用に係る判断というのがあるので、先ほどの利用のもですけど、そういうのはどこで判断されてるのかなと。

【西本教育長】

社会教育課長。

【杉本社会教育課長】

そういう事実があったのであれば大変申し訳なく思っておりますが、利用の判断につきましては、まず現場としては館長がその場で判断をします。しかし、迷ったときには、基本的には条例、規則、要綱で定めておりますし、当課のほうに判断の問合せがありまして、そこで判断をするんですが、避難の場合に子供さんが騒ぐからといってお断りしたというのは大変失礼しました。

【古賀委員】

何かお水もないのと言われてた。

【杉本社会教育課長】

水も、避難所ですので備蓄しておりますので。水も食料も一定分準備しております。

【古賀委員】

はい、ありがとうございます。

【西本教育長】

コミュニティセンターは今まで教育委員会の所管でしたが、市民生活部が備蓄品とか、その使い方とかをいろいろやっているんですよ。今回、市民生活部にコミュニティセンターが移ってしまうと、備蓄品とかそういった管理を一元化できるのかなと。水を飲んでいいんですか、いやちょっと待ってください、市民生活部に聞かないと分かりませんというふうなことがないようになるかなと。少しスリムになると、系統がはっきりしたと思います。

【古賀委員】

分かりました。ありがとうございます。

【西本教育長】

ほかにございませんでしょうか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

それでは、④に参りたいと思います。指定管理者選定委員会の選定方法改善の検討についてということで、御説明をお願いします。

スポーツ振興課長。

【嶋田スポーツ振興課長】

報告事項4、指定管理者選定委員会選定方法改善の検討について御説明いたします。

資料は、事前配付資料の5ページ、A4横面になっております、を御覧ください。

本件に関しましては、先月の定例教育委員会の中で、口頭ではございましたが概要について御報告をさせていただいております。

今回、指定管理者制度の所管部局である行財政改革推進局のほうから、改善をまとめられて1回目の説明を行われ、一定の方向性が示されましたので、今回資料で御説明いたします。

まず、5ページです。経緯について先に御説明します。昨年12月の定例市議会において、令和3年4月1日からの本市体育施設の指定管理者の指定の議案を六つ提案いたしました。その中の議案の佐世保市体育文化館の指定管理者の指定の件におきまして議決に当たり、指定管理者選定方法については、公平性・透明性の観点から見直しを行い、最善の方策について検討し、その結果を議会に報告することの付帯決議がありました。また、委員長報告において、選定委員多数の評価でない結果となっていることについて、適正な選定が行われたと判断しているのか。議案審査の上で選定が適正に行われることを確認する必要がある。当局から提出できる関係資料の範囲については整理・確認を行ってほしいとの意見がっております。

6ページをお開きください。今説明した内容ですけど、要は、選定委員会の中で、この表ですけど、総合得点の最も高い右側の公益財団法人佐世保市体育協会が選定をされましたが、順位点で見ると次点のほうの方が優位な状況にあり、総合計点が最も高いものと、各委員の順位を合計した数、順位点が最も少ないものが一致しない、いわゆるねじれが発生しており、この状況を議会のほうから指摘をなされたものでございます。この件に関し、行財政改革推進局において中核市の調査を実施し、その結果を踏まえて改善策を

検討されております。

結論のほうを申します。9ページをお開きください。改善案の検討ということで示されております。

まず、採点方法の見直しについてでございます。下線部分です。現行の採点方法を継続しつつ、新たな対応として総合計点が最も高いものと、各委員の順位を合計した数、順位点が最も少ないものが一致しない結果、ねじれですね、が生じた場合には、両者の最高点と最低点を除外した上で、総合計点が高いものを選定する。

次、11ページをお開きください。(2)採点方法の認識の統一についてでございますが、①、②で示されているように、各委員に対して書面化して説明を行い、加えて、募集の際にも募集要項等に明示するなど、委員間の認識の統一を図ることとされております。

簡潔な説明で申し訳ございませんが、以上が主な改善点ということで行革のほうから示されましたので、今後この決まりで4月1日以降、今年度以降の指定管理者の選定を行っていくということになっております。

説明は以上でございます。詳細は資料を御覧になればと思います。よろしく申し上げます。

【西本教育長】

ただいまスポーツ振興課のほうから説明ありましたが、委員の皆さん何か御質疑ございますでしょうか。

公共の施設で、自分たちで管理運営できないところは指定管理者制度というものを設けて、募集をしています。公募をして、そのときにプロポーザル方式で皆さんを招き入れて、それぞれ1者ずつ説明を受けて点数をつけるんですが、体育文化館については、空欄になっていますがX社で、もう一つは体育協会が応募して来られて、見てお分かりのようにX社については大方の委員が1番をつけているんですが、1番をつけた方は僅差で1番なんですね。ということは、体協に入れた方は、1番をつけた方と点数が開いて、総合得点では462点ということがここで決まったんですが、1番、2番をつけた人の数ではX社が多いんじゃないかという。これは何かおかしいという話が、ねじれと言われております。

そこでいろいろ考えた挙げ句に、今言ったように、もしこういったねじれが生じたときには1番高い点数を入れた人と、1番低い点数を入れた人を除きましょうということにしました。結局、ねじれが生じないときには特に問題はないじゃないですかということです。

それで一遍、これをやり直してみたら、やっぱり体育協会のほうが点数もよかったということになったので、今回の改めた方法をして体育協会が取っているということで、あえてひっくり返す必要はなかったという、結果ですけども、なりました。

そういうことで、公平を図ろうと。それから、大きな点数が開かないように、認識の統一を図りましょうということを決めたということでございます。

この内容はよろしゅうございますか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

ありがとうございます。

次です。⑤番、東京2020オリンピック聖火リレーについてということで、説明をよろしくお願ひします。

スポーツ振興課長。

【嶋田スポーツ振興課長】

お手元にA3のカラー刷りの冊子をお入れしております。このチラシにつきましては、広報させぼの4月号で折り込みチラシとして、もちろんちゃんと印刷したものを各家庭にお届けするものとなっております。

東京オリンピックの聖火リレーですけど、いよいよ明日3月25日から福島県のナショナルトレーニングセンター、Jヴィレッジですけど、そこからスタートをいたします。121日間かけて、全国869の市区町村を巡る予定となっております。

佐世保市での聖火リレーは、5月8日土曜日に行われ、聖火ランナーのスタートが19時54分、フィニッシュが20時27分の予定となっております。

走行ルートは、巡路をお示ししておりますが、松浦公園をスタートし、新みなと暫定広場、駅前を通過して卸売市場のところでUターンし、会場までの2.4kmとなっております。周辺道路では、19時頃から21時頃まで交通規制を行うことにしておりますので、これにつきましてはいろいろな方法を使って周知を。道路にも看板を立てたいと思っております。周知を行うこととしております。

また、新みなと暫定広場では、聖火の到着を祝うセレブレーションが行われ、プレゼンティングパートナー、聖火リレーの企業があるんですけど、docomoとかNTT、コカ・コーラとかトヨタとか、実行委員会によるステージプログラムが行われます。セレブレーションの観覧者につきましては、先月定例教育委員会の中で御説明いたしましたとおり、現在募集を行っております。定員800人に対して、昨日の時点で450ぐらい応募がございました。別途、教育委員の皆様にも当日は御案内を差し上げたいと思っておりますので、御都合がつけば会場のほうで御覧いただければと思っております。

説明は以上でございます。

【西本教育長】

聖火リレーについて、今説明がありましたけれども、御質疑等ございませんでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

それでは、⑥の学校給食は次回に持ち越しということでございますので、⑦の令和3年度佐世保市教職員研修計画について、御説明お願いいたします。

センター長。

【木原教育センター所長】

失礼いたします。資料のほうは14ページからになります。令和3年度の佐世保市教職員研修計画がまとまりましたので、簡潔に御説明させていただきます。15ページから説明が載っておりますが、18ページに1枚にまとめた研修体系を載せておりますので、そちらのほうを御覧になってください。

下のほうに、研修を種別に分けております。左側の基本研修、これも二つに分かれておりまして、さらに左の経年研修というのがございます。これは1年目、初任者研修から16年目まで、教職経験年数に応じた研修のことです。これが佐世保市と長崎市は、中核市ということで県のほうから移譲を受けまして、本市でやっております研修になります。ですから裏を返せば、佐世保市と長崎市でない市町のところは、大村にあります県の教育センターに出かけて行って受けなければならないということになっておりますので、本市の教職員にとっては、市内で研修が受けられるし、実態に応じた研修が受けられるということで、かなりメリットの大きいものではないかと思っております。

続きまして隣が、職能研修、職務等に応じた研修となっております。上から9番目に、特別支援学級担任とありますけれども、もともとあった研修なんですけど、草津議員さんの御指摘を受けまして、来年度から障害種別の専門研修も追加して、充実した研修を組もうと考えております。

続きまして、専門研修、三つに分かれております。一番左側の授業改善研修と言いますのは、小・中学校の先生方でチームを組みまして、年間に6回、7回ぐらい集まって研究授業をしたり、お互い協議をしたりする、1年間かけて練り上げていく研修です。一番下の段の二つ、小・中学校特別支援教育、小・中学校情報教育、これを来年度から新しく作りまして、進めていくところでございます。

続きましてお隣、課題研修です。これの上から三つとも、小学校外国語、中学校英語、英会話、これが本市の事業であります「英語が話せるまち佐世保」に係る研修になっております。それから五つ飛ばしまして、SDGsの研修、これは来年度新しく盛り込んで充実させていきたいと考えております。

お隣のスマートスクール研修ですが、もともと情報教育研修というのであった枠なんですけど、スマート・スクール・SASEBOの体制になりまして、さらに充実させて、これだけ取り組んでまいります。

最後に長期研修のところですか。これも小・中学校の先生方でチームを組んで、2年間

ほぼ同じチームで研究をし続ける研修になっております。2年次と書いております小・中学校理科、これが令和3年度の2月に県で発表を行う予定です。来年度から小・中学校社会のチームが立ち上がって、2年間研究を続ける予定になっております。

以上の内容を、学校教育課、学校保健課、それから教育センターで連携・分担の上、コロナ対策は十分に取った上で、本市教職員の資質向上のため、尽力してまいり所存です。

私からは以上です。

【西本教育長】

ただいま教育センターのほうから御説明ありましたが、委員の皆さん御質疑等ございませんでしょうか。

【中島教育長職務代理者】

ちょっといいですか。幾つか素朴な疑問とお尋ねです。すばらしいこういったパンフレットも出てきて、系統的によく練られた研修が設計されてると思うんですけども、基本方針として「深まり」と「つながり」と「ゆとり」と。意外と専門性であったりとか、教育性であったりとか、いわゆる時間軸とか系統性というのは、すごく説得力があって、よくまとまったキーワードだと思うんですが、どうなのかなと思うのは、今一番、教職員の研修に限らないことではと思うけども、こういったもろもろの社会情勢が綿密に絡み合っただけで変化する中で、研修に求められてるのは、この前、古賀委員さんもおっしゃったコーチングとか言われたように、ダイバーシティというか「広がり」とかというのが、一つの研修のキーワードかと。もちろんこの実際の中身を見れば、新しいものもどんどん入ってきてますので、本当にいろいろなものに広がってきてるなと思うんですけども、今後の一つの視点としてですね。

研修というのはもちろん、民間であったりとかいろいろなものをどんどん取り入れていくような研修体系にしないと、やっぱり教員というのは、いろんな経験をしながら教員になる人もいるでしょうけど、特に初任者については、大学を出てすぐ現場に出て先生という形でやっていきますので、そういった社会体験というのがほとんどできない、キャリア教育というのはほとんどしてないですよ。そういった意味でもいろいろなものを。もちろん市か県に係る部分が中核になりますので、決まった形の研修になってはいますが、一つの研修の在り方としては、僕は「広がり」というか、ダイバーシティというのは一つの大きなキーワードになっていくのかなと勝手に思ったので、いつの頃からかこの三つの「深まり」「つながり」「ゆとり」になっているのか分かりませんし、これがどこから来たものか分からないんですけども、もし分かればそういったものをちょっと聞かせていただきたいなと思ってお尋ねしました。

【木原教育センター所長】

御指摘ありがとうございます。「深まり」「つながり」「ゆとり」がいつの頃から

かというのは、すみません、私もこの場ではちょっとお答えできないんですけれども、先ほど御説明した18ページの研修体系を一言というか、三言で表せばという意味でキーワードなのかなと思っております。

今、委員さんから御指摘いただいた「広がり」という考え方、とても私も共感いたしますし、大事なことかと思えます。確かに私たちが立てている研修は、ほとんど大学の先生をお呼びしての研修ですので、民間の方々をお招きしてとか、そういう視点は今後ぜひ取り入れていきたいと思っております。来年1年間勉強して、また加えさせていただければというふうに思っております。ありがとうございます。

【西本教育長】

「深まり」「つながり」「ゆとり」で、もう一つ「広がり」というふうなキーワードも加えた研修というのは、なるほどなと私も今聞いていて思いました。その中で途中で加えられることも、あるいは、これはそういうふうにしてつながるんじゃないかというふうなこともあるとするならば、そういった考え方を打ち出してみるというのも一つの方法かなと思えますので、1年待たずとも内容の中で、これは四つの「り」の一つですよということで、意識づけがあるとするなら、そういったことも研究されていいかなというふうに思います。

【木原教育センター所長】

分かりました。ありがとうございます。

【西本教育長】

ほかにございますでしょうか。内海委員。

【内海委員】

まず中島委員のおっしゃったことは、私も同感でございます。私も同じ意見ですけど、今日はこの後があるので手短かに。

まず中核都市になって、佐世保市教育センターで教育ができるようになったと。わざわざ大村に行かなくていいと、時間的に考えると1時間、1時間プラス1時間を考えると3時間、時間がかからなくなったと理解するんですけども、では佐世保市センターでやることで、その時間の密度がどうなったのか。向こうで6時間、佐世保でも6時間ということなのか、その辺がまず一つと、予算ですよ。私も幾つか過去、教育センターの方とお話しして提案したことあるんですけど、実は1年間もう予定組んでるので、予算の制約があるということで、結果2年か3年先に少しだけ予算がつくとかいうのを感じてるんですね。

やはり、教育イコールスピードだというふうについていつも思っておるんですけども、その辺の現場の苦しみ等、少しお話しいただければと思いますが、いかがでございますでしょうか。

【木原教育センター所長】

おっしゃっているとおり、やはりよそから講師の先生を呼ぶとなるとどうしても予算がかかってきますので、なかなか苦しいところではございます。おっしゃるように、例えば今年コロナがございましたし、いろんなスピードある対応を求められるところではございました。コロナ対応であれば、リモートをどんどん取り入れるとか、そういうふうに予算にかからないことで私たちもスピード感を持って対応したところではございますので、そういうところはぜひ、今後とも対応していきたいと思っております。予算のことは申し訳ありません。

【内海委員】

中核都市の件は。センターでやるようになってからの違いとか、密度とか。

【木原教育センター所長】

これは、先生方からの感想とかもありますけれども、大変好評をいただいております。研修もじっくり取り組めておりますので、かなり大きな効果があつてるといふふうに認識しております。

【内海委員】

ありがとうございます。

【西本教育長】

よろしゅうございますか。

【萩原委員】

とても充実した研修と思うんですが、一人の先生が年間に受ける研修というのは、かなり差があるものなんですか。それとも大体決まっているものなんですか。

【木原教育センター所長】

すみません、今手元に資料がないのですぐには答えられないんですけども、確かに差はございます。ただ、悉皆研と言いまして、この役目についてる者は必ずという研修がありますので、全く研修を受けないという教諭はいないというふうには考えられていいのかなと思っております。ただ、先ほど申し上げたように、チームを組んで授業改善研修とか、そこに入っている教員はやはりたくさん、年間10回弱ぐらい集まってというのはあるかと思っております。

【萩原委員】

先生方も忙しいなど、本当に。これだけの研修を受けて、授業研究をして大変だなと

思いましたので、お聞きしました。

【木原教育センター所長】

ありがとうございます。

【西本教育長】

ほかにございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

それでは、以上で報告事項は終わりました。

以上をもって3月の定例教育委員会を終わりたいと思います。10時から全協がございいますので、その間ゆっくりさせていただければというふうに思います。お疲れさまでした。

その後、次回開催予定日を確認し、終了。

----- 了 -----